

令和6(2024)年3月4日

地域密着型通所介護事業所 管理者 各位

柏崎市福祉保健部介護高齢課長

## 令和6(2024)年度の「中重度者ケア体制加算」の届出における留意点について

令和6(2024)年2月24日付け第6234号において、令和6年4月適用となる介護給付費算定に係る体制等届出書(以下「体制等届出書」という。)の提出期限を令和6(2024)年4月15日(月)とお知らせしたところですが、標記加算の留意事項についてお知らせします。

地域密着型通所介護の「中重度者ケア体制加算」については、老企第36号厚労省通知のとおり、前年度実績を基に翌年度の要件が決定される場合もあることから、必要に応じて届出等を行うこととなります。

については、①既に中重度者ケア体制加算を算定しており、令和6(2024)年4月1日以降も当該加算を算定しようとする事業所、②令和6(2024)年4月1日から新たに中重度者ケア体制加算を算定しようとする事業所のいずれかに該当する事業所は、下記事項に留意の上、必要に応じて届出を行ってください。(加算内容に変更がない場合は届出不要です。)

なお、令和6年度報酬改定により、算定要件等に変更が生じた場合は、再度お知らせします。

記

### 1 中重度の要介護者の割合について

(1) 「1月当たりの実績の平均」は、「前年度(3月を除く)実績」又は「届出日の属する月の前3月の実績(以下、「直近3月の実績」という。)のいずれかで算出すること。算出にあたっては、「利用実人員数」又は「利用延人員数」を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数に含めないこと。

なお、「前年度(3月を除く)実績」とは、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年2月29日までの間(11か月間)における実績をいうものであること。

(2) 「前年度(3月を除く)実績」により割合を算出する場合は、当該地域密着型通所介護の事業実施(予定)期間が令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間(12か月間)において、6月以上ある場合のみ可能であること。

したがって、事業実施(予定)期間が6月未満の事業所は、「直近3月の実績」により割合を算出すること。

裏面に続きます

## 2 体制等届出書の提出の要否について

(1) 既に中重度者ケア体制加算を算定している事業所

ア 令和6(2024)年度も現在の加算を継続して算定する場合、**届出は不要**です。

イ 令和6(2024)年度から中重度者ケア体制加算を算定しない場合は、**令和6(2024)年4月15日(月)までに体制等届出書を提出**してください。

(2) 新たに令和6(2024)年4月1日から中重度者ケア体制加算を算定する事業所

**令和6(2024)年4月15日(月)までに体制等届出書等を提出**してください。

※ 令和6年度報酬改定に伴う特例

## 3 体制届の様式について

令和6年4月以降の体制等届出の様式については、今年度中に改正を行う予定です。  
詳細については、別途通知します。

### 【問合せ先】

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号  
柏崎市役所 介護高齢課 高齢対策係  
TEL : 0257-21-2228 (直通)